

- 岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査基準
(岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査要領第六条関係)

◎収集運搬業者としての必須条件

- ① 産業廃棄物収集運搬業許可証 (岡山県知事許可)
- ② 貨物自動車運送業許可証 (国土交通大臣許可)
- ③ 電子マニフェストシステム加入証 ((公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行)

1 資格審査事項及び付与数値について 合計 100点

- ① 平成16年度以降のいずれかの年度における岡山県内の下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道に係る下水汚泥の運搬実績 30点
 - ・汚泥の種類
 - ・契約年月日
 - ・発注者の区分
 - ・元請又は下請の区分
 - ・契約内容
 - ・契約金額
 - ・契約期間
 - ・運搬先及び運搬距離
 - ・運搬汚泥量
- ② 自己資本金 20点
 - ・法人にあつては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額。個人にあつては純資本の額
- ③ 流動比率 20点
 - ・流動資産の額を流動負債の額で除した率
- ④ 従業員数 15点
 - ・申請時における従業員数及び運搬業務に従事する運転員数(免許、資格などの写しを添付)
- ⑤ 営業年数 15点
 - ・申請時までの営業年数

2 次の表の上欄に掲げる付与点数の区分に応じ、下欄に掲げる区分に格付けする。

付与数値	70点以上	70点未満 50点以上	50点未満 30点以上	30点未満 15点以上	15点未満
区分	A	B	C	D	E

3 前二項のほか、次の基準により措置するものとする。

① 岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水道汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第557号）第6条第2号に掲げる下水汚泥運搬車輛の保有状況により、次のように資格を認定する。

5台 ≤ の場合は、A ランク以下とする。

4台 の場合は、B ランク以下とする。

3台 の場合は、C ランク以下とする。

2台 の場合は、D ランク以下とする。

② 1①の運搬実績に係る年間運搬量が6,000トンに満たない場合は、Eランクとする。

資格審査事項別付与数値内訳表

① 下水汚泥の年間運搬量実績の付与数値

(単位： 千円)

数 値	実績高	数 値	実績高
30点	$\geq 200,000$	10点	$20,000 \leq \sim < 40,000$
25点	$120,000 \leq \sim < 200,000$	5点	$5,000 \leq \sim < 20,000$
20点	$80,000 \leq \sim < 120,000$	0点	$< 5,000$
15点	$40,000 \leq \sim < 80,000$		

② 自己資本金の付与数値

(単位： 千円)

数 値	自己資本額	数 値	自己資本額
20点	$\geq 100,000$	6点	$5,000 \leq \sim < 10,000$
16点	$50,000 \leq \sim < 100,000$	4点	$1,000 \leq \sim < 5,000$
12点	$30,000 \leq \sim < 50,000$	2点	$< 1,000$
9点	$10,000 \leq \sim < 30,000$		

③ 流動比率の付与数値

(単位： %)

数 値	比率	数 値	比率
20点	≥ 140	8点	$90 \leq \sim < 100$
16点	$120 \leq \sim < 140$	6点	$80 \leq \sim < 90$
12点	$110 \leq \sim < 120$	4点	$60 \leq \sim < 80$
10点	$100 \leq \sim < 110$	2点	< 60

④ 従業員数の付与数値

(単位： 人)

数 値	従業員数	数 値	従業員数
15点	≥ 50	6点	$10 \leq \sim < 20$
12点	$30 \leq \sim < 50$	3点	$5 \leq \sim < 10$
9点	$20 \leq \sim < 30$	1点	< 5

⑤ 営業年数の付与数値

(単位： 年)

数 値	営業年数	数 値	営業年数
15点	≥ 15	5点	$3 \leq \sim < 5$

12点	$10 \leq \sim < 15$	2点	$1 \leq \sim < 3$
8点	$5 \leq \sim < 10$	0点	< 1